

起業化計画を募集します

起業支援補助金制度

「起業支援補助金」は、地域資源を活用して新たに事業を開始しようとする人を支援する補助制度です。補助金の交付を受けようとする人は、起業化計画の募集に応募し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

◆応募要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・町内に事業所を有する個人、団体または法人（個人の場合は、町内に住所を有することまたは有する見込みのあること）
- ・フランチャイズ・チェーンに加盟していない人
- ・町税などを滞納していない人

◆補助対象事業（一部掲載）

- ・新たに開始する事業であること（既存の事業者が新たに他の業種の事業を開始する場合を含む）
- ・地域の資源（人材、技術力、原材料など）を活用して行う事業で、地域課題の解決など、町の活性化に資すると認められる事業であること
- ・継続が見込まれる事業であること
- ・宗教活動、政治活動および公序良俗に反する活動並びにこれらに類似する事業でないこと

◆補助対象経費

①施設設備費

②雇用経費（対象期間は3カ月以内）

※①・②のうち、他の補助制度から補助金などを受けたものがある場合は、その経費を除く。

◆補助額

補助対象経費の4分の3以内の額

◆補助限度額

200万円

※認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明がある人は、50万円を上限に加算することができる。

◆募集期間

6月3日(月)～7月19日(金)

※補助対象事業の要件、応募方法の詳細などについては、令和6年度南三陸町起業化計画募集要領をご覧ください。商工観光課備え付けのほか、町ホームページからご覧いただけます。

起業支援補助金交付実績（過去3年分）

年 度	補助金交付件数
令和3年度	4件
令和4年度	1件
令和5年度	1件

☎ 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385

町営住宅の入居者募集

町では、次のとおり町営住宅の入居者を募集します。

募集期間

6月1日(土)～12日(水)（消印有効）

応募方法

宮城県住宅供給公社東部支社（石巻市東中里一丁目11番2号）および南三陸町役場建設課において配布する応募用紙に必要事項を記入の上、宮城県住宅供給公社東部支社に郵送でお申し込みください。

入居の要件

- 町営住宅には、以下の要件を全て満たしている人が入居できます。
- ・住宅に困っていること
 - ・世帯の月額所得金額が基準額以下であること
 $\lt$ 基準額 $\gt$ 通常の世帯…158,000円
 高齢者のみの世帯や子育て世帯など…259,000円
 - ・税を滞納していないこと
 - ・暴力団員などでないこと
 - ・同居親族がいること（高齢者などは单身可）

そ の 他

- ・家賃は、部屋の広さや所得金額によって異なります。
- ・応募が重複した場合は、抽選により入居予定者を決定します。

☎ 宮城県住宅供給公社 東部支社 ☎0225-85-0296

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～6月11日は「危険箇所を確認する日」です～

土砂災害防止月間および危険物安全週間にあたり、危険箇所および危険物の保管状況の確認を実施しましょう。

周辺の土砂災害危険箇所や危険物の保管状況を確認する習慣を心がけましょう。

毎年各地で土石流・地すべり・がけ崩れなどの土砂災害が多発し、人命・財産に甚大な被害を及ぼしています。東日本大震災によって、地下の深いところまで地盤が緩んでいます。これから梅雨や台風などで、土砂災害が多発する時期に入りますので、近くの危険箇所を確認したり、自宅、職場およびよく行く場所が「土砂災害危険箇所」に該当していないか防災ハザードマップを活用して、家族、職場で話し合いの場を持ちましょう。また、身近にある危険物についても保管場所や保管状況について確認する習慣をつけましょう。



町の情報伝達について

町では、土砂災害警戒情報その他の防災気象情報などに基づき、避難に関する情報を発令することとしています。皆さまへの情報提供は、防災行政無線、緊急速報メール、登録制防災メールなどを活用して、迅速にお知らせします。

避難する時の注意事項

災害時は、町の指定避難所・指定緊急避難場所および安全な親戚、知人宅などに避難してください。町の指定避難所・指定緊急避難場所への避難が困難な時は、緊急の策として、近くの丈夫な建物の2階以上に避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（がけから離れた部屋）に避難しましょう。

土砂災害から身を守る3つのポイント

○住んでいる場所が「土砂災害警戒区域」に該当していないか防災ハザードマップを活用して確認しましょう。

○雨が降り出したら土砂災害に関する情報（特に大雨警報（土砂災害）および土砂災害警戒情報）に注意しましょう。

○大雨警報（土砂災害）が発表されたら「土砂災害警戒区域」などにお住まいの高齢者、お身体の不自由な人は、早めに避難しましょう。

※指定避難所や指定緊急避難場所に行くだけでなく、自宅の1階から2階への移動または崖から離れた部屋に移動するのも「避難」です。



☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376